# 国立研究開発法人産業技術総合研究所資金供給等事業者出資業務規程

令08規程第14号
令和８年９月25日

（目的）

**第１条**　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（13業務方法書第１号）第20条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う資金供給等事業者に対する出資等に係る業務の実施に関し、必要な事項を定めることにより、業務の適正を確保するとともに、これにより研究所の研究開発の成果の社会実装を推進し、我が国の産業競争力及びイノベーションの創出の活性化に貢献することを目的とする。

（定義）

**第２条**　この規程において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　資金供給等事業者　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。）第34条の６第１項第２号に掲げる者をいう。

二　資金供給等事業　活性化法第34条の６第１項第１号に掲げる者（以下「成果活用事業者」という。）に対し、当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、研究所における研究開発等に資するものをいう。

三　金銭以外の財産　研究所の財産のうち、有形固定資産等管理要領（20要領第３号）第２条第４号に定める有形固定資産等及び知的財産権（国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明規程」という。）第２条第１項各号に規定する産業財産権（出願前のものを除く。）並びに商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、商標登録出願により生じた権利及び外国における前記各権利に相当する権利をいう。）をいう。

四　株式等　株式、新株予約権及び持分をいう。

五　出資　資金供給等事業者に金銭又は金銭以外の財産を払い込み又は給付し、当該資金供給等事業者の株式等を取得することをいう。

六　出資等　出資並びに人的及び技術的援助の提供をいう。

七　出資先　研究所が出資した又は出資を決定した資金供給等事業者をいう。

八　投資事業有限責任組合　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下「LPS法」という。）第２条第２項に規定する組合をいう。

（出資の対象）

**第３条**　研究所は、資金供給等事業者に出資する場合は、次に掲げる要件に適合しているかを確認しなければならない。

一　会社法（平成17年法律第86号）、LPS法、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）その他法令に基づき適法に設立され、適正に運営する体制が確保されていること。

二　研究所の研究開発の成果の社会実装に資する投資活動を行うものであること。

三　十分な社会的信用を有すること。

四　その他第７条に規定する出資統括者が必要と認める基準に適合すること。

（出資の決定等）

**第４条**　理事長は、資金供給等事業者に対する出資の実施の可否及び出資条件その他出資の実施に必要な事項について、第９条に規定する資金供給等事業者出資委員会（以下「出資委員会」という。）の審議結果を踏まえ、これを決定する。

２　研究所は、活性化法第34条の６第２項の規定により経済産業大臣が認可した資金供給等事業者に対して、出資することができる。

（出資契約）

**第５条**　研究所は、出資を実施するに当たり、資金供給等事業者との間で必要な条項を定めた契約（以下「出資契約」という。）を締結するものとする。

（株主間契約）

**第６条**　研究所は、研究所が投資事業有限責任組合の有限責任組合員として出資する場合を除き、出資先に研究所以外の出資者又は出資予定者（以下「出資者等」という。）がいるときは、必要に応じて、出資者等と株主間契約又はこれと同種若しくは類似する契約を締結することができる。

２　前項の契約を締結するときは、当該契約に定める事項を当該出資者等と協議のうえ決定する。

（出資統括者）

**第７条**　研究所に、出資等に係る業務（以下「出資等業務」という。）を統括する者として、出資統括者を置く。

２　出資統括者は、理事のうちから理事長が指名する者をもって充てる。

３　出資統括者は、次に掲げる業務を行う。

一　出資委員会に諮問する事項の決定及び諮問の実施

二　第10条に規定する資金供給等事業者出資審査会（以下「出資審査会」という。）に付議する事項の決定及び付議の実施三　出資等業務全体の適正な運営の確保

四　前各号に附帯する業務

（二号出資管理者）

**第８条**　研究所に、出資等業務を管理する者（以下「二号出資管理者」という。）を置く。

２　二号出資管理者は、経営企画本部企画部長をもって充てる。

３　二号出資管理者は、出資する資金供給等事業者に係る調査及び情報収集並びに出資委員会及び出資審査会に係る事務並びに出資後の資金供給等事業者の運営状況の把握並びにこれら

に附帯する業務を管理する。

（出資委員会）

**第９条**　研究所に、出資先の選定その他出資等業務の実施に関する重要事項を審議することを目的として、出資委員会を設置する。

２　出資委員会の審議事項、組織、運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

（出資審査会）

**第10条**　研究所に、出資等業務の実施に係る妥当性及び適正性を担保することを目的として、出資審査会を設置する。

２　出資審査会の審査事項、組織、運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

（出資後の状況把握と対応）

**第11条**　研究所は、出資先の経営状況及び資金供給等事業の実施状況を定期的に把握し、必要があると認めるときは、出資先に対して次に掲げる措置を講じる。

一　指導及び改善命令（出資先が投資事業有限責任組合である場合であって、研究所が有限責任組合員として出資したときを除く。）

二　人的及び技術的援助

三　その他必要な措置

２　研究所は、必要があると認めるときは、出資先が資金供給等事業を行う対象の成果活用事業者に対して、前項第２号又は第３号の措置を講じる。

３　研究所は、出資先の状況把握のため、出資先から財務情報及び研究所が必要と認める情報の定期的又は臨時の報告を求めることができる。

４　研究所は、出資先の資金供給等事業の実施状況について定期的に評価を行う。

５　研究所は、出資先が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該出資先に対して、出資継続可否の判断、議決権の行使、株式等の譲渡又は売却（以下「株式等の処分」という。）その他研究所が必要と判断する措置を講じることができる。

一　経営又は事業計画の実施に重大な障害が生じたと判断される場合

二　役員及び従業員（出資先が投資事業有限責任組合である場合には、その業務を執行する無限責任組合員の役員及び従業員）に背信的行為の疑いがあると認められる場合

三　第三者から研究所の株式等の処分の申し出があった場合

四　その他研究所が必要と判断した場合

（議決権の行使）

**第12条**　研究所は、出資先に対して議決権を行使するときは、個別の事案に応じ、行使の内容及び方法について必要な審査を行う。

２　研究所は、前項の議決権の行使については、出資委員会を活用することができる。

（株式等の処分）

**第13条**　研究所は、出資により取得した株式等を処分することが適当であると認めるときは、当該株式等を処分することができる。

２　研究所は、前項の規定により株式等を処分しようとするときは、出資委員会を活用することができる。

（発明者に対する補償金）

**第14条**　研究所が、知的財産権（商標に関するものを除く。以下本条において同じ。）を出資することにより株式等を取得したときは、その価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。

（利益相反マネジメント）

**第15条**　研究所は、出資等に関し生じ得る利益相反について、別に定めるところにより適切に管理するものとする。

（雑則）

**第16条**　この規程に定めるもののほか、出資等業務の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

**附　則**

この規程は、令和８年９月25日から施行する。